

東京医科歯科大学正常解剖の解剖体の取扱いに関する規則

実施細則

（平成16年 4月 1日）
制 定

第1条 この細則は、東京医科歯科大学正常解剖の解剖体の取扱いに関する規則（平成16年規則第198号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、正常解剖の解剖体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 遺族又は関係者から死体提供の通知を受けたときは、解剖学教室（解剖学系の各教育研究分野をいう。以下同じ。）は、速やかに当該死体を引き取るものとする。

第3条 火葬に関する業務は、解剖学教室が行うものとする。

第4条 遺骨の返還は、原則として毎年1回遺骨返還式をもって行うものとする。

2 遺骨返還式で返還できない遺骨については、解剖学教室が遺族への返還又は本学納骨堂への埋蔵を行うものとする。

3 第1項の遺骨返還式に関する庶務は、医学部事務部又は歯学部事務部において行うものとする。

4 第2項の本学納骨堂への埋蔵は、毎年1回行うものとする。

第5条 規則第9条に定める解剖体追悼式は、原則として、正常解剖にあつては前年の9月1日から当該年の8月31日の間に火葬を終了したものを対象とし、病理解剖及び法理解剖にあつては同期間に解剖に附されたものを対象とする。

2 解剖体追悼式に関する庶務は、総務部総務秘書課において行うものとする。

第6条 文部科学大臣の感謝状の申請及び伝達に関する庶務は、総務部総務秘書課において行うものとする。

2 前項の伝達は、毎年1回感謝状贈呈式をもって行うものとする。

第7条 規則第11条に規定する正常解剖業務運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の事項について協議する。

- (1) 正常解剖の解剖体の業務の運営に関する基本的事項
- (2) 正常解剖の解剖体の取扱いに関する必要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (3) その他必要な事項

2 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 医学系解剖学教室教授 1名
- (2) 歯学系解剖学教室教授 1名

- (3) 総務部総務秘書課長
- (4) 財務部財務経理課長
- (5) 医学部事務長
- (6) 歯学部事務長

第8条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が議長となる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。
- 6 協議会の庶務は、医学部事務部において処理する。

第9条 献体に関する案内は、解剖学教室において行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日制定）

この細則は、平成21年4月1日から施行する

附 則（平成23年4月15日制定）

この細則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年8月18日制定）

この細則は、平成23年8月18日から施行する。

附 則（平成24年11月6日制定）

この細則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成29年1月26日制定）

この細則は、平成29年1月26日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日制定）

この細則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月19日制定）

この細則は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。